関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令案に対するご意見

No.	主なご意見	国土交通省の回答
1	附則について、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日ではなく、文部科学省・農林水産省・国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行の日を施行日とするのが適切ではないでしょうか。	本命令の改正は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第23号）の施行に伴うものであることから、元案どおりといたします。
2	制度の整備にあたっては、同じ情報の繰り返しの入力や、重複する書類の提出を減らし、複雑な手続きを簡素化することを求めます。 また、提案の条件、必要書類、提出先、審査の流れ、回答までの目安を具体例とともに分かりやすく案内してください。スマートフォンからも利用しやすく、受付状況や手続きの進み具合を確認できる仕組みを希望します。電子申請に不慣れな方も地域づくりに参加できるよう、相談窓口や入力支援、紙での提出などの方法も確保してください。 住民の負担を軽減し、利用しやすい運用をお願いします。	歴史的風致維持向上計画の提案に係る手続きは、現段階では高頻度で活用されることが想定される種類のものではなく、原案通りとし、今後の制度の活用状況を把握・検証した上で、必要が生じれば見直し・改善を図ります。 また、紙媒体での提案方法も並行して確保されておりますので、電子媒体に不慣れな方はそちらでも提案いただけます。
3	行政機関内でのDX化を進めるとともに、データの不正漏洩や改ざんが発生しないようにしてください。	今後の事務処理に当たって参考とするとともに、服務規律の遵守を徹底して参ります。
4	手続の利便性を確保するため、対象手続、提出書類、本人確認方法等を分かりやすく公表してください。また、歴史的風致の維持向上への住民参加を促す周知、デジタル手続が困難な人への代替手段と相談支援の確保、複数省庁間の責任分担と審査状況の透明化、施行後の利用状況の検証と継続的な改善を求めます。	歴史的風致維持向上計画の提案に係る手続きは、現段階では高頻度で活用されることが想定される種類のものではなく、原案通りの運用とし、今後の制度の活用状況を把握・検証した上で、必要が生じれば見直し・改善を図ります。 運用に当たっては、共管省庁と密に情報共有・連携するとともに、制度の周知にも努めてまいります。 また、紙媒体での提案方法も並行して確保されておりますので、電子媒体に不慣れな方はそちらでも提案いただけます。

※結果の公表に当たっては、意見の集約・要約を行っています。
※本命令案に直接関係のないご意見についても、今後の施策推進の参考といたします。